

池田光政と儒教喪祭儀礼

吾妻重二

On Funerals and Ancestral Rituals of Confucianism Performed by IKEDA Mitsumasa in Edo Period

AZUMA Juji

This paper adds consideration to the issue of the burial systems, funeral services, the erecting of family mausoleums, and ancestral rituals, etc., that are based on the practice of Confucian rituals – especially those related to funerals and festivals – by Mitsumasa Ikeda (1609–1682) in Bizen Okayama clan. The funeral and ancestral rituals that Ikeda implemented were based on Zhu Xi's *Family Rituals* (家礼), they also referenced Qiu Jun's *Wengong Jiali Yijie* (文公家礼儀節) and adopted *Jigu Dingzhi* (稽古定制), both Ming Dynasty writings, in order to suit his position as a daimyo (大名) feudal lord. Attention is also brought to the fact that when the *shinshoku-uke* (神職請) Shinto priest system was implemented in place of the *tera-uke* (寺請) temple certificate system due to the strong critique on Buddhism at the time, Ikeda distributed a funeral and ancestral manual based on *Family Rituals* to the people of his fiefdom and promoted Confucian rituals. What is also important here when taking into account the actual circumstances of the acceptance of Confucian rituals in Japan is the fact that the *Yangming School*, including Kumazawa Banzan, supported these resolute actions by Ikeda, emphasized the necessity for practice of *Family Rituals*, so the differences between the study of Zhu Xi's writings and the ideas of the *Yangming School* sects did not become an issue.

キーワード：池田光政、儒教、儀礼、朱熹、『家礼』、陽明学

はじめに

備前岡山藩祖の池田光政（1609-1682）は将軍家と姻戚関係にあり、江戸時代初期、会津藩主保科正之、水戸藩主徳川光圀、加賀藩主前田綱紀とともに好学の名君として声望を集めた。これらの大名がすべて儒教の共鳴者だったことは彼らの「名君」たるゆえんの一つが儒教にあったことを物語っていると思われるが、いま注意したいのは、彼らがいずれも儒教の「思想」のみならず、その「儀礼」にも強い関心を示していたことである。これは儒教がそもそも儀礼を不可分の要素として含むためであるが、従来、彼らが儒教儀礼をどのように受けとめたのかについて十分注意が払われてきたとはいえない。

このうち徳川光圀に関しては別稿で検討したので¹⁾、ここではそれに引き続き、池田光政の儒教儀礼実践、とりわけその喪祭（葬祭）儀礼につき、墓制、葬儀、家廟の造営、祖先祭祀、朱熹『家礼』との関係、陽明学と儀礼などの問題をめぐって検討を加えることにする。同時期の徳川光圀（1628-1700）との比較も念頭に置きたい。本稿の考察は、中国の儒教文化が近世日本においてどのように受容されたのか、その実情を再検討する試みの一つとなろう²⁾。

一 和意谷墓所の造営とその特色

1 墓所の造営

光政は儒式の墓所を藩内の和意谷敦土山わいだにあづちに造営した。和意谷は岡山城から東へ約36キロ、標高約390メートルの鬱蒼たる山中にあり、現在は備前市吉永町に属する。まずは造営の経緯をたどることにする。

寛文五年（1665）二月、光政は腹心の津田永忠に命じて藩内に墓所を選定させ、同年十月、和意谷をその地と定めた。そして翌寛文六年（1666）、そのことを廟に報告するとともに、家臣数名を京都に派遣し、京都に埋葬されていた祖先の遺骨を改葬すべく命じた³⁾。

こうして京都の妙心寺護国院に埋葬されていた輝政（光政の祖父、姫路藩初代藩主）、利隆（光政の父、姫路藩第二第藩主）らの遺骨は、同年十二月、陸路と水路をたどって京都から岡山に着き、寛文七年（1668）閏二月、和意谷山中に葬られることになった。改葬にあたっては津田永忠に「土地の神」を祭らせたあとで遺骨を埋葬した。土地神の祭り（地祭）では熊沢正興が祝を、中江常省が執事をそれぞれつとめたあと、墓に対する祭りでは泉泉窩が祝をつとめた。「祝」は霊をまつる役目、「執事」は儀式の執行をとりしきる役目である。〈図1〉に示したのはこの時の墓祭図であり、右手前に「弥三郎」とあるのが中江常省、そのすぐ上に「祝 権八」とあるのが熊沢正興、向かって左に「祝 八右衛門」とあるのが泉泉窩である。熊沢正興、中江常省、泉泉窩はいずれも近江の中江藤樹にかかわる儒者であって、詳しくはあとで述べる。

この時に光政が読み上げた祭文は次のとおりであるが、土地神の祭り、祝の存在、そしてこの祭文の

1) 吾妻「水戸徳川家と儒教儀礼 — 葬祭をめぐって」（『東洋の思想と宗教』第25号、早稲田大学、2008年）、および「水戸徳川家と儒教儀礼 — 祭礼を中心に」（『アジア文化交流研究』第3号、関西大学）。

2) 本稿では以下の文献をしばしば用いるので、その書誌をあらかじめ示しておく。

『池田光政公伝』上下、石坂善次郎著、1932年。

『池田家履歴略記』上巻、日本文教出版復刻、1963年。

『増訂 蕃山全集』、正宗敦夫編、名著出版、1978年。

『藤樹先生全集』全5冊、岩波書店、1940年。

このうち『池田光政公伝』は池田家文書を分類整理した労作である。その引用資料のほとんどは岡山大学附属図書館編「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」（丸善、1993年）に見出すことができるが、ここでは分散した資料をよく整理した『池田光政公伝』をもっぱら用いることにする。

また、文末の図にかかげた写真はいずれも2005年10月22日に筆者が撮影したものである。

3) 『池田光政公伝』上巻、708頁。

形式から、この時の埋葬が儒教とりわけ『家礼』にのっとるものであることは明らかである⁴⁾。

維寛文七年、歳次丁未閏二月癸卯子朔十三日庚子、孝孫新太郎光政、敢昭告于 顯祖考正三位參議府君 顯考從四位拾遺府君。今改幽宅、礼畢終奠、夙夜靡寧、哀慕罔極。謹以清酌果品祇薦。尚饗。
 （維れ寛文七年、歳丁未に^{やど}次る。閏二月癸卯丙子朔十三日庚子、孝孫新太郎光政、敢て^{あき}昭らかに顯祖考正三位參議府君 顯考從四位拾遺府君に告ぐ。今幽宅を改め、礼^{おわ}畢り終奠を終う。夙夜寧きこと靡^なく、哀慕極まり^な罔し。謹んで清酌果品を以て祇^{つつし}んで薦^{すす}む。尚わ^{こいねが}くは饗^うけよ。）

続いて同年四月から碑石や墓誌石、門柱、石垣、敷石、台石などを瀬戸内海の犬島から山中に運び上げたうえで整備をほどこし、寛文九年（1669）に至って大規模な埜域が完成した⁵⁾。

このほか、妙心寺護国院に埋葬されていた池田利政および政虎（ともに輝政の子、利隆の弟）、池田政貞（利隆の子、光政の弟）の遺骨も寛文七年に同時に改葬し、さらに輝興（輝政の子、利隆の弟）の墓所も造営された。こうして次の四つの墓所が和意谷山中に相い近接してできあがったのである。

一のお山 池田輝政

二のお山 池田利隆

三のお山 池田輝興

四のお山 池田政貞、池田利政、池田政虎

これらの墓は現在も和意谷に見ることができる。〈図2〉および〈図3〉にかかげたのは光政の祖父、輝政の墓である。

また、光政は寛文十年（1670）、家臣を京都に差し向け、三宅鞏革斎と三宅衡雪に輝政および利隆の墓誌・墓表を撰させている⁶⁾。この二人については、やはりあとでとりあげる。

和意谷には光政自身の墓も造られた。光政は天和二年（1682）年五月に死去、その墓所の造営はこれまた津田永忠が命じられた。墓誌と墓表も造られ、その文章は小原大丈軒の撰とされる。埋葬の際には小原大丈軒が祝をつとめ、泉泉窩が神主（位牌）の表面に文字を書く題主をおこなっている⁷⁾。この時、光政の墓所は「三のお山」となり、上述した池田輝興および池田政貞らの墓は一つずつ繰り下がり、それぞれ「四のお山」、「五のお山」となった⁸⁾。〈図4〉は現在の光政の墓所であり、向かって左が光政、右が夫人勝姫の墓、〈図5〉は光政の墓碑である。

〈図6〉に、光政埋葬後の和意谷墓所平面図をかかげておいた。手前の埜域入り口から長い墓道が一キロほど続き、奥まったところに各墓所が配置されている。

2 墓制の特色

a 儒式墓としての基本形式

墓制の特色は、何といても儒式墓の形式になっていることにある。『家礼』に述べられるように、

4) 以上、『池田光政公伝』上巻、710-715頁。

5) 以上、『池田光政公伝』上巻、718-720頁、738頁。

6) 『池田光政公伝』上巻、729頁。

7) 『池田光政公伝』下巻、1366-1367頁、1378頁。

8) 『池田光政公伝』上巻、727頁。

儒教において墓地の選定は一族の者がおこなう。『家礼』巻四・喪礼の治葬章に引く程頤の語によれば、墓地は「土地の光潤、草木の茂盛」なる場所をみずから選ぶべきだという。したがって菩提寺など寺院とは関係をもたず、墓地の維持管理も一族自身によって行なわれる。和意谷墓地もまた寺院とは無関係の塋域として選定され、藩主光政によって維持管理された。

当然のことながら、葬儀は僧侶の手を借りず、死者はいわゆる戒名^{かいみょう}をもたないから、墓碑上には墓主の生前の名が刻まれる。輝政の墓碑の文字は「参議正三位源輝政卿之墓」であり、利隆は「従四位下侍従兼武蔵守源利隆朝臣之墓」、光政は「従四位下左近衛権少将源光政朝臣之墓」であって、「何々居士」などの戒名にはなっていない。

b 墓碑および墳土

墓碑の大きさおよび形式に関しては、光政の葬儀の際、津田永忠が次の建議を行なっている⁹⁾ (引用にあたっては句読点をいくらかつけ加えた)。

一、家礼ノ註ニ、明朝ノ法墳高一品ハ壹丈八尺、毎品二尺ヲ減ズト有之候ヘハ、四品ハ壹丈貳尺ニテ候、碑ノ高ノ事ハ見ヘ不申候得共、墳ト碑トハ同シ高サニ仕ル様ニ相見ヘ候、尺ハ周尺トハ無之候、多分明朝ノ尺ニテ可有御座候得共、和意谷ノ御碑ノ尺周尺ニ御従ヒ候間、此度モ其儘周尺御用可然歟。

一、本朝ノ碑ノ高ノ法御座候ハ、御用可然奉存候ヘ共、無之ト相聞申候。其上 御先祖様御碑ノ高サ明朝ノ法ニ御従ヒ被成候得ハ、少将様御碑計ニ御用可難被成候。

まず注意されるのは『家礼』が参照されていることであるが、ここで「家礼ノ註」として引かれているのは、『家礼』を改編した明の丘濬『文公家礼儀節』であり、出典は同書巻五「喪礼考証」の墳墓条にある。そこに次のようにいう。

按国朝稽古定制、塋地、一品九十歩、毎品減十歩、七品以下不得過三十歩。庶民止於九歩。墳、一品高一丈八尺、毎品減二尺。七品以下、不得過六尺。其石碑、一品螭首、二品麒麟、三品天禄辟邪、皆用龜趺、四品至七品皆円首方趺。

(国朝の稽古定制を按ずるに、塋地は、一品は九十歩にして、品毎^{ごと}に十歩を減じ、七品以下は三十歩を過ぐるを得ず。庶民は九歩に止まる。墳は、一品は高さ一丈八尺にして、品毎^{ごと}に二尺を減ず。七品以下は六尺を過ぐるを得ず。其の石碑は、一品は螭首、二品は麒麟、三品は天禄辟邪にして、皆な龜趺を用う。四品より七品に至るまでは皆な円首方趺なり。)

すなわち、『稽古定制』が述べる明朝の制度によれば、墳土の高さは一品が一丈八尺で、品を減じると二尺ずつ低くする¹⁰⁾。光政の場合は従四位だから、それよりも三ランク低い一丈二尺になる。一方、祖父の輝政は正三位であるから、光政よりも二尺高い一丈四尺になる。墓碑に関しては、「墳ト碑トハ同シ高サニ仕ル様ニ相見ヘ候」と、墓碑は墳土の高さと同じにすると述べられているが、これは『家

9) 『池田光政公伝』下巻、1371-1371頁。

10) 『稽古定制』は明の洪武年間に頒行されたもので、現在、『皇明制書』巻十五、『正徳大明会典』巻一六二に詳しい引用が見える。

礼』が、墳土と碑の高さを同じとするのによるものと思われる¹¹⁾。

いま関連資料を見ると、二人の墓碑の高さが、

輝政 周尺壹丈四尺 和尺八尺九寸八分八厘

光政 八尺二分

と記されている¹²⁾。このように輝政の墓碑は確かに一丈四尺であり、光政の場合も和尺の八尺二分を周尺に直せば一丈二尺あまりになる。つまり、墳土および墓碑の高さは明礼にのっとっているのである。上の第二の建議に、本朝（日本）に墓碑の高さに関する法があればそれに従うが、そのようなものの存在は聞かないし、「御先祖様」すなわち輝政らの墓碑の高さは「明朝ノ法」に従ったから光政の場合も同様にするというとおりである。

c 墓碑の台座

〈図3〉および〈図5〉に見るように、墓碑の台座は輝政の場合が亀のかたちをした「亀趺」なのに対して、光政のそれは四角い「方趺」である。これもまた明礼に従うものにほかならない。前述したように『稽古定制』では三品以上は亀趺を用い、四品から七品までは方趺を用いるとされており、これによって正三位の輝政の場合は亀趺に、従四位の光政の場合は方趺になったのである。

d 墓碑の装飾

輝政の墓碑の上部に天禄辟邪の姿が刻まれているのに対し（図3）¹³⁾、光政の墓碑にはそれがない（図5）。これもまた上述の『稽古定制』に、墓碑のつくりに関して、三品は天禄辟邪を用い、四品以下七品までは円首とするというのにもとづいている。写真にはかかげていないが、従四位だった利隆の墓碑も天禄辟邪の姿はなく、単なる円首である。天禄辟邪とは想像上の動物で、鹿に似て長い尾をもち、一角なのを天禄（天鹿）と、二角なのを辟邪という¹⁴⁾。

e 墓誌の作成

墓誌の作成も儒式にならうものである。『家礼』巻四の治葬章によれば、石二片を用い、その一方を蓋、一方を底とし、蓋には「某官某公之墓」と刻み、底には墓主の履歴を刻む。そして二つの石片を、文字面を合わせたうえでぐるりとしばり、壙（墓穴）のすぐ手前に埋めておく。これは後世、地形に変動があったりした場合、墓誌があれば墓主がわかり、もとのように埋め戻してくれるだろうという理由からである。池田家の墓誌のつくりに関しては、光政の資料に、

墓誌ノ蓋ノ書付ハ如左

従四位下左近衛権少将源光政朝臣之墓

とあり¹⁵⁾、ここに「蓋」といっているところから、『家礼』にいうのと同様の墓誌が造られたものと思われる。この墓誌はおそらく今も墓の近くに埋まっているはずである。

11) 『家礼』巻四、成墳章。ただし、『家礼』では墳と碑の高さは四尺とされている。

12) 『池田光政公伝』上巻、725頁、および同書下巻、1378頁。

13) 『池田光政公伝』に、輝政の墓碑に関して「上二天禄辟邪アリ」という（上巻、725頁）。

14) 『漢書』西域伝第六十六上、烏弋山離国の孟康注に「桃拔一名符拔、似鹿、長尾。一角者或为天鹿、兩角者或为辟邪」とある。

15) 『池田光政公伝』下巻、1375頁。

f 墓表

これに対して、墓表はかなり独特のものといえる。墓表に関しては『家礼』にも、また『大明令』や『稽古定制』にも明文がないからである。〈図7〉および〈図8〉に載せたのは輝政および光政の墓表であるが、上に笠石を載せたユニークなかたちであり、本体の柱の表面に墓表文が刻まれている。

そもそも中国において、墓表は墓碑のような等級による制限がなく、有官無官いずれも立てることができた。そのことについては、明初の呉訥『文章辨体』序に、

墓表、則有官無官皆可、其辞則叙学行徳履。

(墓表は、則ち有官無官皆な可なり。其の辞は則ち学行徳履を叙ぶ。)

といい、明末の徐師曾『文体明辨』序の「墓表」条に、

其文体与碑碣同、有官無官皆可用、非若碑碣之有等級限制也。以其樹於神道、故又称新道表。

(其の文体は碑碣と同じ。有官無官皆な用うべし。碑碣の等級の制限有るが若^{ごと}きに非ざるなり。其の神道に樹つを以て、故に又た神道表と称す。)

とあるとおりである。また、墓表は神道すなわち墓道に立てるため「神道表」とも呼ばれるという。朱熹に「少傅劉公神道碑」(『朱文公文集』卷八八)があり、これも墓表の一種と思われるが、現在福建省に残るその碑は円首方形の平らな一枚石で、光政らの墓表とはかなり違う形態である¹⁶⁾。おそらくこの墓表かたちは岡山藩独自のものなのであろう¹⁷⁾。

g 諸侯としての儀礼

墓碑の大きさやつくりに関して『稽古定制』が採用されたのには理由がある。『家礼』は士庶人、すなわち一般人のための儀礼書であり、官品の違いを考慮していないからである。『稽古定制』が用いられたのは、それが官品の差にもとづく規定を示しているからで、これに沿って諸侯(大名、高官)に見合う規模が整えられたことになる。

h 水戸徳川家との違い

さて、水戸徳川家ではやはり儒式の墓制を採用し、徳川光圀は瑞龍山(現常陸太田市)にこれまた広大な塋域を営んでいる¹⁸⁾。ただし、同じ儒式ではあっても、水戸藩の墓制とはやや違いがある。

第一は墳土および墓碑の高さであり、水戸藩主のそれは『家礼』にもとづくこじんまりとしたものであるが、光政らの場合は『稽古定制』により、それをはるかに越える巨大なものになっている。

第二は墓碑のつくりである。徳川光圀は従三位であるにもかかわらず、その墓碑は螭首亀趺になっている。螭首とは上部に螭(龍の一種)の姿を刻むことで、光圀の場合は『大明令』に「五品以上は碑を用い亀趺螭首なるを許す」とあるのによっている。一方、『稽古定制』によれば、螭首は一品の者のみに許された特別な形式であった。同じ明礼とはいえ、光政は『稽古定制』によったため、螭首ではなく、天禄辟邪が刻まれることになったのである。

16) 高令印『朱熹事跡考』(上海人民出版社、1987年)261頁以下にその説明と写真がある。筆者は1982年夏、この神道碑を福建省武夷山で実見した。

17) なお『閑谷学校』(山陽新聞社、1990年)84頁によると、現在、和気町に残る津田永忠の墓も儒式であり、同様のかたちの墓表が墳土の前に立っている。

18) 以下、水戸徳川家の墓制に関しては注1)所掲の拙稿「水戸徳川家と儒教儀礼 ― 葬礼をめぐる ―」を参照されたい。

第三は墳土のかたちである。水戸藩主の墳土が馬の鬣^{たてがみ}のように上部が狭くなるように土を盛る「馬鬣封」形式をとっているのに対し、光政らの場合はそうではなく、円墳である。馬鬣封形式はもともと『礼記』檀弓篇上に典拠をもつが、中国における伝統的墓制ではなく、林羅山の子、林鶯峰が『泣血余滴』において考案したものであり、水戸藩ではこれが採用されたのである。これに対して、光政らの円墳形式は中国の伝統的な円墳形式に従っているといえよう。

徳川光圀が父頼房の葬儀をとり行ったのは寛文元年（1661）であり、光政による輝政・利隆らの和意谷改葬にやや先立つ。光政や津田永忠は光圀による儒葬を当然見聞していたはずであるが、それとは違う方式を採用していたことは興味深いことといえる。これは林鶯峰の解釈と、後述する熊沢蕃山グループの解釈とが異なっていたためであろう。

i 日本の改変

もう一つは、明礼とりわけ『稽古定制』によっているといっても、まったく同一ではないことである。たとえば『稽古定制』は墓前に石人、石馬、石虎などの石獸を置くとするが、そのような石獸は和意谷墓所にはない。日本的改変が加えられているのである。ただし、このような変更は部分的な違いであって、池田家の墓制が明礼を基本としつつ、『家礼』をあわせ参照しているという基本方針に我々は留意すべきである。

二 家廟の造営と祭礼

次に、祭礼（祖先祭祀）について検討してみたい。光政は和意谷墓所造営に先だつ承応四年（1655）二月、祖先を儒式によって祭っている。『池田家履歴略記』に次のようにいう。

二月十五日岡山の城御書院にて始て御神主を祭り給ふ〔此時代々の御神主を作られしと云〕、今としより忌祭等諸事儒礼を用ひられし〔寛永十九年花鳥の事を記す條に祖廟としるせとも此時は御仏殿にて御位牌を安置有りし、此としにいたりはしめて儒礼と成、神主を作られし〕。（上巻、始祭神主、241頁）

すなわち、それまで仏殿で祀っていた位牌を廃し、新たに儒式の神主を作って城内の書院（藩主公邸）で儒祭を始めたという。そのことは、この時の光政の告辞にも示されている。

孝孫権少将源光政、前此祖考之祭、専委浮屠、不得自尽誠敬。今信聖人之道、欲新建宗廟、自奉祭祀、然凶年飢年、未能遽改焉。故略従古制、仮造神主、肇以仲春之月、恭伸奠獻。

（孝孫権少将源光政、此より前、祖考の祭は専ら浮屠に委ね、自ら尽誠敬を尽くすを得ず。今、聖人の道を信じ、新たに宗廟を建て、自ら祭祀を奉ぜんと欲するも、然れども凶年飢年にして、未だ遽^{にわ}かに改むる能わず。故に略して古制に従い、仮に神主を造り、肇^{はじ}めて仲春の月を以て恭伸奠獻す。

このように「浮屠」すなわち仏教による祭祀をやめ、「宗廟」（家廟）の造営に先だつてまず神主を造ったという。この時の祭礼には熊沢蕃山が祝をつとめている¹⁹⁾。

この時に新たに作られた儒式の神主は『家礼』にもとづくかたちである。そのことは後述する神主改

19) 『池田光政公伝』上巻、696-701頁。

題の記事からわかるのだが、寛文十二年（1672）に死去した、利隆の正室で光政の母鶴姫の神主についても、

粉面 顕妣福照院榊原氏夫人神主 孝子 新太郎奉祀

陷中 福照院夫人榊原氏諱鶴神主

という記録が残っている²⁰⁾。神主の「粉面」および「陷中」にこのように記したというのであるが、粉面と陷中が『家礼』による形式であることはいうまでもない²¹⁾。なお、ここにいう新太郎とは光政のことである。

万治元年（1658）には祖廟管理のための「御廟奉行」が置かれた。この時、中江藤樹門人の加世季弘が御廟奉行となった²²⁾。延宝元年（1673）からは泉泉窩が御廟奉行となっている²³⁾。

翌万治二年（1659）正月に至って、光政は岡山城二の丸の石山の高台に家廟（祖廟）を造営し、二月、神主をそこに遷した。〈図9〉の本丸の西に「祖廟」とあるところがそうである²⁴⁾。この祭礼には津田永忠が重要な役割を果たしている。この時、光政によって読みあげられた祝文が『池田家履歴略記』に次のように見える²⁵⁾。

維万治二年歳次己亥二月丁卯越壬辰朔日、孝孫従四位下左近衛権少将源光政、敢昭告于

顕祖考播備淡太守金紫光禄大夫参議府君

顕祖妣大義院中川氏夫人

顕考播州太守中大夫拾遺府君

茲経営一廟、雖不能悉如成法、暫議時勢裁事宜。其制、同堂異室、隘陋之至、不勝感愧。今以吉辰、而已遷徙。祇薦酒果、用伸虔告。尚饗。

（維れ万治二年、歳己亥に次る。二月丁卯、越えて壬辰朔日、孝孫従四位下左近衛権少将源光政、敢て昭らかに顕祖考播備淡太守金紫光禄大夫参議府君、顕祖妣大義院中川氏夫人、顕考播州太守中大夫拾遺府君に告ぐ。茲に一廟を経営す。悉くは成法の如くなる能わずと雖も、暫く時勢を議し事宜を裁す。其の制、同堂異室にして、隘陋の至りなれば、感愧に勝えず。今、吉辰を以て、而して已に遷徙す。祇んで酒果を薦め、用て虔告を伸ぶ。尚わくは饗けよ。）

ここにいう参議府君とは祖父の輝政、中川氏夫人とはその正室、拾遺府君とは父の利隆である。この祝文の形式が『家礼』にもとづくことはいうまでもないとして、注意すべきは、家廟が「同堂異室」のつくりとされていることである。『池田家履歴略記』は続いて、

其制、同堂異室、附以昭廟、門南向、左塾右塾、阼階賓階。

（其の制、同堂異室にして、附すに昭廟を以てす。門は南向にして、左塾・右塾、阼階・賓階あり。）

20) 『池田光政公伝』下巻、1102-1103頁。

21) 『家礼』における神主のつくりおよび書式については、拙稿「近世儒教の祭祀儀礼と木主・位牌 — 朱熹『家礼』の一展開」（吾妻主編、黄俊傑副主編『国際シンポジウム 東アジア世界と儒教』所収、東方書店、2005年）を参照。

22) 『池田光政公伝』上巻、404頁および833頁。

23) 『池田光政公伝』上巻、404頁。

24) 岡山市史編集委員会『岡山市史』政治編（岡山市役所、1964年）131頁。

25) 『池田家履歴略記』上巻、祖廟成、263-266頁、および『池田光政公伝』上巻、701-706頁。

とっており、そのつくりは〈図10〉の家廟図（御廟絵図）とあわせ見るとよくわかる²⁶⁾。一番奥まったところに「御堂」があり、その奥が三つの小部屋（御龕）に仕切られている。同堂異室とは一つの建物の中をいくつかの部屋に区切ったうえで各世代の神主を安置する中国の伝統礼制であるが、これを見ると、同堂異室というより、むしろ『家礼』にいう同堂異龕のつくりに近いものになっている。

御堂の前には、左右に三段の階段がそれぞれ設けられているが、これが阼階と賓階である。また「附すに昭廟を以てす」というのは、将来、光政自身を祀る予定の廟室を別に造ったことを意味するであろう。つまり、輝政、利隆、光政の三つの廟室が造られたわけで、御堂の奥が三つの龕に仕切られているのもそのためと思われる。

こうして、池田家には中国の儒教礼制にもとづく家廟が建てられた。家廟は、墓所に建てられる「墓祠」としての廟や、誰でも祭ることのできる「祀廟」としての神社とは異なる、居宅に隣接する祖先祭祀施設であって、その造営は徳川光圀の場合とともにかなり稀なケースとして注目される²⁷⁾。

家廟での祭礼についていえば、万治二年、家廟造営の際に定められたと思われる「宗廟記」にその期日が載っており、それによれば元日、朔日、望日、俗節である。俗節は上巳三月三日、端午五月五日、七夕七月七日、重陽九月九日、上元正月十五日、中元七月十五日であり、ほかに「出入必告」（出入には必ず告ぐ）とされている²⁸⁾。ほかにも四季や忌日（命日）、めでたい事があった時などには必ず供え物を置いて祭ったという²⁹⁾。これはほぼ『家礼』の記述に沿うものである。「出入必告」というのも『家礼』巻一・祠堂章の語である。この家廟での祖先祭祀は江戸時代を通じて行なわれていたようである³⁰⁾。

また、墓祭は毎月三月に行なうのが常例となった³¹⁾。これもまた『家礼』にもとづくもののようで、お盆や彼岸の墓祭（墓参り）は行なわれなかったことになる。

三 光政の葬儀

以上により、光政が行なった儒教の喪礼（葬礼）および祭礼の特色が『家礼』や『稽古定制』によっていることは明らかになったと思われるが、次に、光政自身の葬儀に関して検討してみたい。

光政は天和二年（1682）年五月二十二日に死去し、嗣子の綱政は弟の政倫（丹州君）に儒葬をとり行わせた。現在、その葬儀の詳細な記録が「送葬記」として残されており³²⁾、『家礼』と共通点が多いので、

26) 『池田光政公伝』上巻、697頁。

27) 注1) 所掲の拙稿「水戸徳川家と儒教儀礼 ― 祭礼を中心に」（『アジア文化交流研究』第3号、関西大学）を参照。

28) 『池田光政公伝』上巻、706頁。

29) 光政の墓表に、「万治二年己亥二月、建祖廟、凡四時忌日之祭、朔望佳節之薦、無不举行」という。『池田光政公伝』下巻、1373頁。

30) 『池田光政公伝』に「祖廟建設の地は城内石山と称せる丘阜にして宇喜多氏築城以前本丸を置きし所なりと云ふ。明治維新の後此廟を撤廢して一事閑谷神社遙拝所を設けしが、更に昭和三年之を廢し再び東京本邸に在りし祖廟を其旧趾に移し祀れり」という（上巻、707頁）。『岡山市史』第3巻（岡山市役所、1937年）2079頁にも同様の記述がある。

31) 光政の墓表に「(寛文) 八年戊申三月祭墳墓、毎歳為常例」という。『池田光政公伝』下巻、1374頁。

32) 『池田光政公伝』下巻、1360頁以下に引用される。『池田家履歴略記』上巻483頁以下に収める「備前国左近衛権少

〈表1〉に対照表をかかげておいた。下線部が『家礼』との共通部分であり、波線部の人物は儒臣である。また、儀式の進行がわかるように日付を枠で囲んだ。備考欄では光政の葬儀に関して補足しておいた。

これを見ると、細部についてはともかく、死去直後の沐浴から始まり、襲、小斂、大斂、銘旌、喪服(成服)、朝夕奠、塋域における后土の祭り(治葬)、朝祖、祖奠、発引、窆(埋葬)、題主、埋葬後の虞祭、約一年後の小祥など、基本的な葬儀の次第が『家礼』にきわめて忠実であることがわかる。祝文の書式もほぼ『家礼』によっている。

ただし、『家礼』との違いも見うけられるので、以下、いくつか注意される点について述べておきたい。

一、哭の礼がないこと。『家礼』においては声をはりあげて泣く「哭」が頻繁に行なわれ、胸を激しくたたいて悲しみを表わす「擗」もしばしば見える。たとえば、死去直後には「男女哭擗すること無数」とされ、小斂の際には「主人・主婦、尸に憑りて哭擗す」、大斂の際には「主人・主婦、憑りて哭し哀を尽くす」、柩の発引においては「主人以下、男女哭して歩み従う」といったごとくである。しかし、光政の葬儀においてこのような哭・擗はなされていないようである。したがって、成服(喪服を着る)後に供え物をする「朝夕哭奠」も、単に「朝夕奠」となっていて哭がない。埋葬後に家で行なう「反哭」や、そのあと数日後に哭の礼をやめる「卒哭」が記されていないのもそのためである。これは、なりふりかまわず大声で泣き叫ぶという悲嘆の表現が武士としての習慣になじまないからであろう。

二、復の礼がないこと。『家礼』では死去直後、死者の魂を呼び戻す「復」が行なわれるが、それはなされていない。

三、飯含がないこと。『家礼』では、いわゆる死装束を着せる「襲」の際に、死者の口の中に米粒を入れる飯含があるが、これも行なわれていない。

四、三年の喪が実施されていないこと。服喪期間についてまったく記述がなく、また「大祥」が実施されていないのは、いわゆる「三年の喪」が行なわれなかったことを示している。大祥は「三年の喪」が明けた後に行なわれる儀式だからである(『家礼』によれば二十五ヶ月後)。これは、幕府の服忌令に従ったためであろう。この頃遵守されていたのはいわゆる天海系服忌令であり、それによれば服忌(服喪)期間は五十日であった³³⁾。

五、重を用いること。重(重主)は『儀礼』士喪礼や『礼記』に見え、中国古代において用いられた祭器である。木を組み合わせて作り、死後しばらくの間死者の魂をここによりつかせておく。そして埋葬が終わると、重は土中に埋められ、魂のよりしろは神主にとって代わられるのである³⁴⁾。これに対して、『家礼』では重ではなく、白絹を結んで作った魂帛を用いる。光政の場合、重がどのようなつくりだったのかはわからないが、要するにここでは中国の古礼にのっとりしているのである。

六、殯が行なわれていること。『家礼』は大斂の時に始まる殯(かりもがり)について明確な説明がない。『家礼』本文はただ「棺を挙げて(祠堂に)入り、堂中の少や西に置く」とするのみで、注で司

将君喪記も光政の葬儀記録であるが、記述は「送葬記」の方が詳しい。ただし「備前国左近衛権少将君喪記」には図がいくつかついている。

33) 林由紀子『近世服忌令の研究』(清文堂、一九九八年)第一章を参照。

34) 重については、西岡弘「重」から「主」へ—中国古代葬制の一考察(『国学院雑誌』55-4、1955年)を参照。いま、西岡『中国古典の民俗と文学』(角川書店、1986)に収む。

馬光の説を引いて、

周人殯于西階之上。今堂室異制或狭小、故但於堂中少西而已。

（周人、西階の上に殯す。今、堂室制を異にし、或いは狭小なり。故に但だ堂中の少や西に於てするのみ。）

といい、朱熹の按語として、

按古者大斂而殯、既大斂則累塹塗之。今或漆棺未乾、又南方土多螻蟻、不可塗殯、故從其便。

（按ずるに、古者、大斂して殯す。既に大斂すれば則ち塹を累ねて之を塗る。今、或いは漆棺未だ乾かず、又た南方は土に螻蟻多ければ、殯に塗るべからず。故に其の便に従う。）

と、その時々便宜に従えばよいといっているにすぎない。

一方、光政の場合は、対照表に見るように、

穿燕寢之牀、実小石、横木乃奉柩置木上、南首。

（燕寢の牀を穿ち、小石を^{うが}実し、木を横たえて、乃ち柩を奉じて木の上に置き、^{こうべ}首を南にす。）

と述べられている。燕寢（居間であろう）の床に穴を掘り、小石を敷きつめ、木を横たえたうえで、柩をその上に安置し、頭を南向きにしたという。建物の中に穴を掘り、柩を入れて殯することは『儀礼』士喪礼に見え、『文公家礼儀節』卷四「喪礼考証」の殯条にも、

掘殯於西階之上。殯、陳也、謂陳尸於坎也。置棺于坎而塗之、謂之殯。

（西階の上に掘殯す。殯は、^{つら}陳ぬるなり。尸を^{あな}坎に陳ぬるを謂うなり。棺を坎に置きて之を塗る、之を殯と謂う。）

とある。光政の場合は、これらにもとづいて殯が行なわれたものと思われる。

六、遷廟および神主の改題が行なわれていること。

遷廟とは、先祖の神主を隣りの廟室に一つずつ遷し、空いた廟室に新たな死者の神主を安置することをいう。この時に神主の粉面（表面）の文字を書き改める改題も行なわれる。『家礼』では大祥の時に行なうとするが、前述したように光政の場合は大祥を実施していないため、小祥の際に行なわれている。『池田家履歴略記』によると、この時「洗字塗粉」と「題主」が行なわれたという。「洗字塗粉」とは神主の粉面を筆で洗ったうえで新しく粉（胡粉）を塗ることであり、その上に新たな文字を題するのである。

この時、綱政によって読みあげられた祝文には、こうしたことがはっきり示されている。

維

天和三年歲次癸亥五月戊午越壬寅朔二十一日壬戌

孝孫綱政敢昭告于

播備淡太守金紫光祿大夫參議府君

大義院中川氏夫人

播州太守中大夫拾遺府君

福照院榊原氏夫人

茲 先考少将府君小祥已屆。及先妣本田氏夫人先亡、耐祖妣。今從本朝服紀、当遷主入。參議府君・中川氏夫人神主改題為曾祖、拾遺府君・榊原氏夫人神主改題為祖、本田氏夫人神主改題為妣。

世次迭遷、不勝感愴、謹以酒果、用伸虔告。尚饗。(上巻、489頁)

(維れ天和三年、歳癸亥に次る。五月戊午、越えて壬寅朔二十一日壬戌、孝孫綱政、敢て昭らかに播備淡太守金紫光禄大夫参議府君、大義院中川氏夫人、播州太守中大夫拾遺府君、福照院榊原氏夫人に告ぐ。

茲に先考少将府君、小祥已に届る。及び先妣本田氏夫人先に亡ずれば、祖妣に耐せり。今、従本朝の服紀、当に主を遷して入るべし。参議府君・中川氏夫人の神主を改題して曾祖と為し、拾遺府君・榊原氏夫人の神主を改題して祖と為し、本田氏夫人の神主を改題して妣と為す。

世次迭いに遷り、感愴に勝えず。謹んで酒果を以い、用て虔告を伸ぶ。尚わくは饗けよ。)

ここで重要なのは、神主の世代を一つずつ繰り上げていることである。綱政にとって、参議府君(輝政)および中川氏夫人(糸姫)は曾祖父・曾祖母になり、拾遺府君(利隆)および榊原氏夫人(鶴姫)は祖父・祖母、光政の夫人本田氏(勝姫)は母になる。つまり綱政が父光政に代わって奉祀者となったことにより、これらの神主上の呼称を書き改めたのである。たとえば輝政の神主の場合、それまで「顕祖考播備淡国主参議府君神主」とあったその「祖」の字は「曾祖」に改められて「顕曾祖考播備淡国主参議府君神主」とされた。輝政は光政にとっては祖父だが、綱政にとっては曾祖父だからである³⁵⁾。

遷廟・改題における祝文は『家礼』には明示されておらず、ここでは『文公家礼儀節』巻六「告遷於祠堂」の条によっている。また「先妣本田氏夫人先に亡ずれば、祖妣に耐せり」というのは、光政夫人の本田氏が光政に先立って死亡していたため、その神主はひとまず綱政の祖母(祖妣、榊原氏)の神主の横に置いておいたという意味で、この時にはじめて光政の神主と並べて安置されたことになる。これもまた『文公家礼儀節』の説にもとづく所作である³⁶⁾。

なお、対照表に示したように、この葬儀の実施はこれまた多くの儒臣によって支えられていたことがわかる。

四 神職請と『家礼』

これまで光政ら藩主の喪礼や墓制、祭礼について見てきたが、光政は藩の領民に対しても儒教の喪礼・祭礼の実施を強く奨励していた。寛文六年(1666)、ちょうど和意谷墓所の造営に着手した頃、光政は幕府のキリシタン禁制に応じ、寺請ならぬ神職請を断行するとともに、寺院の整理、僧侶の還俗を実施

35) 『池田家履歴略記』によれば、改題後の粉面の文字は次のようである(上巻、489頁)。

顕曾祖考播備淡国主参議府君神主 孝曾孫綱政奉祀

顕曾祖妣大義院殿中川氏夫人神主 傍書同右

顕祖考播磨国主従四位下侍従兼武蔵守府君神主 孝孫綱政奉祀

顕祖妣福照院榊原氏夫人神主 傍書同右

顕妣円盛院本田氏夫人神主 孝子綱政奉祀

36) 『文公家礼儀節』巻六「告遷於祠堂」の注に、父が存命で母が先に死亡した場合、母の神主はひとまず祖母の櫝(神主を入れる箱)に耐しておき、父が亡くなってから正式に廟に遷すという。そして遷廟の際の祝文では「大祥已届」のすぐあとに「及先妣某封某氏先亡、耐于祖妣」の語を挿入するという。綱政による遷廟と祝文はまさにこの方式にのっとっている。

した。神職請（神道請）とは、キリシタンでないことを、神社の神官を請負人として証明してもらうことであり、光政は強烈な仏教批判意識にもとづき、靈魂観において神道と共通性をもつ儒教を信奉すべく命じたのである³⁷⁾。

ここで何よりも注目されるのは、領民に奨励した儒教喪祭儀礼が『家礼』によっていることである。たとえば『池田家履歴略記』に、

烈公の徳化日を逐て国内に及び、佞仏の輩何となく衰へ行道を学ふ者多く成りし中にも、邑久郡牛窓村末広生安と云者、弱冠より土佐に行て野中主計か学風を聞て儒に志し、壮年に牛窓に帰りいよいよ浮屠の教を遠さけ、専聖学を尊ひ文公家礼に本つゝめて父母祖先を祭り、花畑の学者と交り互に切磋しける……烈公大に感し給ひ、七月十三日俵米十口を賜ふ。（上巻、320頁）

とあり、光政（烈公）に感化された領民が仏教を捨てて儒教を信奉するようになったという。ここに「野中主計か学風」というのは、土佐藩奉行の野中兼山が慶安四年（1651）に母を儒葬するなど儒教儀礼をとり行なったことを指し、そのうわさを聞いた岡山藩の領民が「文公家礼」にもとづく祭祀を行なったというのである。

こうした藩内の反応に意を強くした光政は寛文六年八月、神職請を命じる触書を出すともに、「葬祭の儀」を領内の庶民に示した。この文献は葬礼と祭礼のやり方を詳細に記したもので、『家礼』にもとづく実践マニュアルにほかならない³⁸⁾。

たとえば、葬礼に関しては「右葬の儀、礼式を加へ度存ものハ、文公家礼を考へ、分限に応し儀式を可加ものなり」といい、祭礼に関しても同様に「右祭の儀、礼式を加へ度存ものハ、文公家礼を考へ、分限に応し儀式を可加者なり」と、『家礼』よるべき方針が明記されている。また、墓祭に関しては、

墓へ何にても備へ度と存ものハ、三月朔日より十日までのうちに、勝手次第、何にてもそなへ、香をたき、再拝すへし、儒道には、七月に墓参いたし墓に火をとほし、並びに盆祭りハせぬものなり。として、墓祭は三月に限ることとし、七月のお盆の墓参りはしないといっている。これは『家礼』巻五の墓祭章に「三月上旬」に墓祭するというのに従ったものに違いない。

このほか〈図11〉に示したように、「葬祭の儀」には神主、幟目巾、握手帛、銘旌などの図が載せられているが、これも『家礼』および『文公家礼儀節』を踏襲したものである³⁹⁾。岡山藩における儒式喪祭儀礼に『家礼』が決定的な役割を果たしたのである。

なお、光政が「葬祭の儀」を領民に示す直前、徳川光圀が水戸藩の領民に『喪祭儀略』を頒布している。光圀の『喪祭儀略』頒布は寛文六年四月であり、光政が「葬祭の儀」を示した寛文六年八月に数ヶ月先だつ。そうすると、光政のこの措置は光圀の影響を受けたものだったかもしれない。

37) 光政の神職請に関する研究は多い。ひとまず辻善之助『日本仏教史』第十巻・近世篇之四（岩波書店、1955年）356頁以下、水野恭一郎「備前藩における神職請制度について」（『岡山大学法文学部学術紀要』5、1956年）、小澤富夫・山本真功『備前心学をめぐる論争書』（玉川大学出版部、1988年）を参照されたい。

38) 『備陽国史類編』、寛文九年「国学記」六月晦日の条。注2）所掲の「池田家文庫藩政史料マイクロ版集成」所収。水野恭一郎「岡山藩神職請制度雑抄」（水野『武家社会の歴史像』所収、国書刊行会、1983年）に全文の翻刻がある。

39) 神主の図は『家礼』によるもの、幟目巾・握手帛・銘旌の図は『文公家礼儀節』によるものである。

五 熊沢蕃山らブレンと儒教儀礼

前述したように、光政の儒教儀礼実践は多くの儒臣によって支えられていた。ここで、儒者ブレンについて紹介しておきたい。これには熊沢蕃山ら陽明学系グループのほか、朱子学者もかかわっている。

1 陽明学系

a 熊沢蕃山（伯継、次郎八、助右衛門、了介、1619-1691）

熊沢蕃山は少年時代の寛永十一年（1634）に光政に使えたが、その後、寛永十五年（1638）年に致仕して中江藤樹に師事したあと再び岡山藩に仕え、慶安三年（1650）、番頭に抜擢されて藩政の中枢を担った。明暦三年（1657）には致仕隠居するものの、その後もしばらくは隠然たる力を藩内に保持しつづけた。蕃山が光政の政策や思想に決定的な影響を与えたことは周知のとおりであるが、儒教儀礼の面においても重要な役割を果たしていたことを見逃すことはできない。

先に触れたように、明暦元年（1655）、光政が城内の書院で祖先祭祀を行なった時に蕃山は祝をつとめており、また、かの和意谷墓所が、そもそも蕃山の建策によるものであった。そのことは、寛文七年（1667）、光政が泉泉窩と津田永忠に宛てた書簡に、

和意谷之事一々承届候、……了介切々出合数年願をとけ、大悦仕候旨、尤候事。（『池田光政公伝』下巻、936頁）

とあることによってわかる。ここでは和意谷墓所造営が蕃山の宿願だったこと、それが実現して蕃山が大喜びしたことが伝えられている。

そればかりか、蕃山自身が喪祭儀礼の規範を『家礼』に置いていた。同じ寛文七年に刊行された『葬祭辨論』に次のようにあるのはきわめて重要である⁴⁰⁾。

仏者は此理をわきまえず、罪ふかふして地獄におつるなど、己れも迷ひ、人をも惑はし、子たる者も又其理を不辨、父母たる人死すれば悪人のごとくに取成し、罪ありて地獄に入べし。其の供養には経をよみ、施仏をなすべしとて、一七日百日期年など、其忌にあたる比は種々財を費し宝をすて、僧徒に施すと見えたり。……加之、位牌とて別もなき器を製し、死人存生の時にしらぬ所の名を書て、戒名など、号して香花をとり廻向すると見えたり。其死人のしらぬ所の名を呼びて、何ぞ其靈氣こたへんや。……他人の父母といへ共、おのれが法にまかせて火葬にし、一所の壙にて数百人をやくとみえたり。実に有罪の者を刑罰するにひとしく、国守たる人のゆるすべきところにあらず。……聖人の教給ふは父母死し給ひて後神主といえるものをこしらへ、其父母先祖の神靈をよらしめて、春夏秋冬の祭奠を執行、忌日には哀慕の誠をつくす。……陷中を剋りて氏・諱・仮名・実名を記し、粉面には封諡等有人にはそれを記し、或は字を書して其神靈をよらしめて、子たる人自身愛敬の誠をつくして事る也。……もし聖人の礼に順はんとおもふ人は文公家礼をかんがえ見るべしなり。

蕃山はここで、仏教が地獄なるものの観念を作り出して人を惑わしていること、戒名という本人の知

40) 『増訂 蕃山全集』第5巻、58頁以下。

らない名前をつけても死者の霊がそれに応えるはずもないこと、火葬が罪人を罪するのと等しいことなどを指摘し、仏教を厳しく批判する。そして儒教を奨励し、ぜひ「文公家礼」にのっとるべきだと力説している。

蕃山は『家礼』式の神主もみずから作っている⁴¹⁾。そのことは、養父である熊沢守久の神主が、
粉面 顕考守久君 神主 孝子熊沢二奉祀
陷中 故半右衛門尉熊沢氏諱鶴字守久神主

となっており、妻の矢部氏の神主が、

粉面 顕妣矢部氏夫人 神主
陷中 寛永十一年甲戌播州姫路ニ而生ル 元禄元年八月廿一日五十六歳ニシテ卒

となっていることから知られる。

このような蕃山の儒教儀礼理解および実践は、もとをただせば師の中江藤樹に学んだものである。たとえば寛永四年（1627）、二十歳の藤樹は祖父吉良を『家礼』によって祭り⁴²⁾、陷中をもつ『家礼』式の神主を作っている。父吉次、および藤樹自身の神主も同じ形式である⁴³⁾。藤樹は神主を祀る祠堂を設けて『家礼』に沿った祖先祭祀もとり行なっている⁴⁴⁾。また慶安元年（1648）に藤樹が死去し、門人が『家礼』にもとづいて葬儀をとり行なった時には、光政が蕃山を葬儀に差し向けている⁴⁵⁾。

b 津田永忠（重二郎、十二郎、左源太、1640-1707）

津田永忠は光政の腹心であり、寛文六年（1666）に学校奉行に任ぜられるほか、和意谷墓所の造営や家廟の設営を指導した実務家である。続く綱政時代には郡代にまでなり、郷校である閑谷学校の経営でも知られる。思想的には蕃山の影響が濃厚である⁴⁶⁾。

c 泉泉窩（八右衛門、仲愛、1623-1702）

泉泉窩は蕃山の実弟である。寛文六年、津田永忠と同時に学校奉行、延宝元年（1673）からは家廟を管理する御廟奉行となり、光政および綱政の信任を受けて岡山藩に長く仕えた⁴⁷⁾。

この津田永忠と泉泉窩は、蕃山とともに光政の儒教政策および儒教儀礼実践を推進した中心人物であった。そのことは、二人が和意谷墓所の奉行となったことや⁴⁸⁾、光政致仕の際の泉八右衛門・津田重二郎宛て書簡などからわかる⁴⁹⁾。

41) 以下、「続蕃山考」、『増訂 蕃山全集』第6巻、125頁。

42) 会津本「藤樹先生年譜」、『藤樹先生全集』第5冊、36頁。

43) これらの神主の陷中に関しては、「藤樹先生補伝」の(七)「集成せる中江氏の系図」（『藤樹先生全集』第5冊106頁以下）を見られたい。

44) 「江湖先生祭儀」および「同祭礼」、『藤樹先生全集』第5冊、704頁以下。なお、藤樹たちの神主は滋賀県高島市安曇川町の藤樹書院内に現存している。吾妻「藤樹書院と藤樹祭——『家礼』の実践」（『環流』第6号、関西大学アジア文化交流研究センター、2008年）にその報告を載せた。

45) 川田氏本「藤樹先生年譜」、『藤樹先生全集』第5冊、33頁。

46) 柴田一「岡山藩郡代 津田永忠」上下（山陽新聞社、1990年）が、その伝記を詳細に調査している。

47) 『池田光政公伝』上巻、404頁。また「門弟子並研究者伝」、『藤樹先生全集』第5冊、256頁。

48) 『池田光政公伝』上巻、747頁。

49) 『増訂 蕃山全集』第6巻に収める「熊沢次郎八・泉八右衛門・津田重二郎問答略記」の中に、寛文十二年（1672）、

d 中江常省（弥三郎、季重、1648-1709）

中江常省は中江藤樹の三男で、万治元年（1658）、十一歳で光政の近習となった。和意谷造営の際には執事をつとめている。学校奉行として津田永忠、泉泉窩らとともに岡山藩の文教政策を担ったが、光政の死後は近江に帰って家学の継承に専念した⁵⁰⁾。

e 加世季弘（八兵衛、1625-1684）

加世季弘は中江藤樹門人で、万治元年（1658）に御廟奉行、延宝元年（1673）に学校奉行となり、礼楽に関する事柄を担当した⁵¹⁾。

f 熊沢正興（権八郎、1629-1691）

熊沢正興は蕃山の妹・万の夫である⁵²⁾。先にも触れたとおり、和意谷造営の際に祝をつとめている。

2 朱子学系

これら中江藤樹・熊沢蕃山ら陽明学系の儒者のほかに、朱子学系の人物も光政の儒教儀礼にかかわっている。とりわけ明暦三年（1657）の蕃山致仕以後は朱子学者が多数登用されるようになった。

a 三宅鞏革斎（道乙、1614-1675）

三宅鞏革斎は、前述したように、寛文十年（1670）の和意谷造営にあたって輝政の墓表および墓誌を撰している。

b 三宅衡雪（可三、1634-1672）

三宅衡雪は三宅鞏革斎の子で、これも前述したごとく、利隆の墓表・墓誌を撰している。鞏革斎は岡山藩に出仕しなかったようであるが、衡雪は万治元年（1658）に藩儒となっている⁵³⁾。

c 小原大丈軒（善助、1637-1712）

小原大丈軒は延宝元年（1673）、光政の侍講となり、和意谷御葬礼考役をつとめた。光政葬儀の際には銘旌を書するとともに、后土の祭りで祝文を読みあげ、さらに光政の墓表も撰したとされる⁵⁴⁾。

d 市浦毅斎（清七郎、春甫、1642-1712）

市浦毅斎は万治元年（1658）に岡山藩儒となり、元禄13年（1700）、学校奉行になっている⁵⁵⁾。

光政が致仕した際に泉八右衛門・津田重二郎に宛てた次の書簡がある（『池田光政公伝』下巻、943頁）。

- ・御廟並学校取立候時分より之我等趣意八右衛門能存候事ニ候間、弥々以諸事無懈怠宜敷様ニ心ヲつくし可申事、以上 泉八右衛門殿
- ・和意谷之御山、閑谷学問所、井田並国中借良（銀？、社倉のことか）、此四品無懈怠入可申、右之品最初より十二郎に申付候へハ、我等趣意能存たる事に候間、諸事宜敷様ニ心ヲつくし可申事、以上 津田十二郎殿

50) 「藤夫子行状聞伝」、『藤樹先生全集』第5冊93頁。『池田光政公伝』上巻、715頁。ちなみに常省の墓は現在、安曇川町の藤樹の墓の傍にある。藤樹、常省の墓とも儒式である。

51) 「門弟子並研究者伝」、『藤樹先生全集』第5冊269頁。また『池田光政公伝』上巻、404頁、833頁。

52) 「蕃山考」、『増訂 蕃山全集』第6巻、109頁以下。

53) 『池田光政公伝』上巻、834頁

54) 『池田光政公伝』下巻、1369頁、1378頁。

55) 『池田光政公伝』下巻、1069頁。なお、これら朱子学者はみな京都の中村惕斎と関係をもっていたようである。柴田篤・辺土名朝邦『中村惕斎・室鳩巢』（明德出版社、叢書・日本の思想家11、1983年）の柴田篤氏執筆の中村惕

3 藩学校と閑谷学校における積奠

なお、祖先に対する祭礼ではないが、孔子を祭る積菜（積奠）儀礼について触れておきたい。上記の藩儒たちがこれにかかわっているからである。

寛文九年（1669）、藩学校の落成にあたって積菜が実施された。この時には中江藤樹の手になる孔子の書軸に対して熊沢蕃山、泉泉窩、津田永忠が祭祀を主導し、最後に三宅衡雪が『孝経』の巻頭部分を講じている⁵⁶⁾。ついで天和二年（1682）、襲封していた綱政は書軸を撤去して孔子の神位を置き、積菜を実施した。新たな神位（神主）の作成は泉泉窩の建議によるもので、祭祀は市浦毅斎が作った式次第によってとり行なわれた。祭祀後には小原大丈軒が『大学』の三綱領を講義している⁵⁷⁾。

このほか、光政の死後津田永忠によって完成した閑谷学校では、市浦毅斎や小原大丈軒らが講義を行なうとともに、積菜が実施されている⁵⁸⁾。

4 陽明学と儀礼

このように、光政時代に岡山藩の儒教儀礼を支えた人物は、初期には熊沢蕃山をはじめとする陽明学者であり、後期には朱子学者が加わったことがわかる。しかし、ここに陽明学対朱子学といった対立的図式は見うけられない。思想的にはともかく、儀礼に関していえば、陽明学と朱子学の違いはほとんど問題になっていないのである。

そもそも中江藤樹や蕃山が儒教儀礼および『家礼』を重視していたことは上述したとおりであるが、慶安四年（1651）、蕃山を中心として結成された同志の集まり「花園会」（花畠会）の会約にも、

礼学は六芸の尤重き物なり。礼は心の敬をあらはし、楽は心の和をのべたり。
とある⁵⁹⁾。蕃山グループが儒教の「思想」のみならず「礼楽」をも重視していたことに改めて注意すべきであろう。

おわりに

本稿では池田光政を中心に、岡山藩で儒教儀礼がどのように行われてきたのかを考察してきた。この方面における光政の実践は、大きく分けて喪礼と祭礼の二つの方面にあった。いわゆる「冠婚喪祭」の四礼のうちの喪祭儀礼に関心が集中しているのである。このことは日本における儒教儀礼受容の一般状況を反映するものといえる⁶⁰⁾。

齋部分に言及がある。中村惕斎が岡山藩の儒教儀礼に果たした役割については、なお検討を要する。

56) 『池田光政公伝』上巻、858頁、861-862頁。

57) 『池田光政公伝』上巻、859頁。

58) 特別史跡閑谷学校顕彰保存会『増訂 閑谷学校史』（福武書店、1987年）80頁、124頁以下。なお、閑谷学校における積菜は現在でも実施されている。

59) 『増訂 蕃山全集』第5巻、21頁。なお、従来、花園会の設立をもって花畠教場なる藩学校が設立されたと見なされてきたが、最近の研究により、花畠教場なるものは存在しなかったことが明らかになっている。注46)所掲の柴田論考上巻、170頁以下を見られたい。

60) このことについては、吾妻「江戸時代における儒教儀礼研究 ― 書誌を中心に」（『アジア文化交流研究』第2号、

光政における喪礼・祭礼の特色をまとめれば、次のようになろう。

- 一、基本方針は朱熹の『家礼』に置かれた。丘濬の『文公家礼儀節』も可能な限り参照されている。これには光政の儒教への共感と仏教批判意識が背景にある。
- 二、ただし、『家礼』は士庶人のための儀礼書であるため、諸侯（大名）としての儀礼を考慮する必要があった。塋域や墓碑の大きさはそのことに由来する。その場合、官品に沿った規定を記す明の『稽古定制』が採用された。
- 三、中国の古礼に復帰しようとする意図も見られる。これは喪礼において重を用いたこと、殯を行なったことに示されている。
- 四、日本的改変は当然行なわれている。哭や復、三年の喪などが採用されなかったのがそうである。ただし、儀礼の基本事項は中国の儒教儀礼にかなり忠実である。
- 五、祭祀施設である家廟を造営したことは、日本において徳川光圀とともにかなり稀有な例に属する。
- 六、家廟での祭祀や墓祭などの祭礼方式および時期も当然ながら仏式ではなく、『家礼』にもとづく儒式である。
- 七、神職請の実施にともない、藩の領民に対して『家礼』を基本とする葬祭マニュアルが頒布され、その実行が推進された。
- 八、礼制上、水戸徳川家からの影響はあまり見当たらない。ただし、領民にマニュアルを配布して儒式の葬祭を奨励した点は光圀の影響のように思われる。
- 九、こうした光政時代における儒教儀礼実践は、当初、熊沢蕃山をはじめ、津田永忠、泉泉窩ら中江藤樹系の陽明学ブレンによって支えられ、のちに朱子学系学者が加わった。
- 十、熊沢蕃山ら陽明学者が規範としたのは、やはり朱熹の『家礼』であった。これは当時、『家礼』以外に実行しやすい儀礼マニュアルがなかったためであろう。したがって日本における儒教儀礼につき、朱子学と陽明学を対立させて考えるのは適切ではない。思想面と違い、儀礼面において朱子学—陽明学という学派間の差異はさほど問題にならなかったのである。

最後に、光政以後の儒教儀礼について付言しておきたい。第一は、光政が設営に心血を注いだ和意谷墓所における儒葬がその後継承されなかったことである。襲封した綱政以降、岡山歴代藩主の墓は綱政が創建した岡山城下の曹源寺内にすべて営まれたからである⁶¹⁾。第二は、光政は領民に対して神職請を敢行し、『家礼』にもとづく喪祭の実践を奨励したが、光政死去後の貞享四年（1687）、神職請が実施されて二十年あまりのち、神職者以外はすべて寺請制に復帰することになった⁶²⁾。領民における『家礼』喪祭の実践も、ほぼこれをもって終わったと見てよいであろう。岡山藩における儒教喪祭儀礼の実践は基本的に光政一代で終焉したのであって、水戸藩主および藩士におけるそれが長期にわたって続いたのとは違う結果となっている。

関西大学アジア文化交流研究センター、2007年）で考察した。

61) 木村礎他編『藩史大事典』第6巻、中国・四国編（雄山閣出版、1990年）179頁以下。これ以外は、明治時代になって神葬祭の影響により当主池田慶政と池田茂政の墓が和意谷に作られたにすぎない。

62) 注37) 所掲の水野論考を参照のこと。

表1 『家礼』葬礼と池田光政葬儀 対照表

*池田光政の葬儀に関しては「送葬記」（『池田光政公伝』下巻、1360頁以下）による。_____は『家礼』との共通部分、~~~~~は儒臣。

『家礼』第四	池田光政の葬儀	備考
<p>初終 疾病、遷居正寝、既絶乃哭。 復〔……男女哭擗無数〕。立喪主、主婦、護喪、司書、司貨。乃易服、不食。治棺〔内外皆用灰漆、内仍用瀝清溶瀉厚半寸以上、煉熟秣米灰鋪其底厚四寸許、加七星版底〕、訃告于親戚僚友。</p> <p>沐浴 襲 奠 為位 飯含 執事者設幃及牀、遷尸、掘坎〔施簣去薦、設席枕、遷尸其上、南首、覆以衾〕。陳襲衣〔幅巾一、充耳二、用白紵如棗核大、所以塞耳者也。幘目帛、方尺二寸、所以覆面者也。握手、用帛長尺二寸、広五寸、所以裹手者也〕、沐浴飯含之具。乃沐浴〔侍者沐髮櫛之、晞以巾、撮為髻。抗衾而浴、拭以巾。剪爪〕。</p> <p>襲。徙尸牀、置堂中間、乃設奠。主人以下、為位而哭。乃飯含。侍者卒襲、覆以衾。</p> <p>靈座 魂帛 銘旌 置靈座、設魂帛〔設於尸南、覆以帕。置倚卓其前、結白絹為魂帛、置倚上。設香炉、香合、玳杯、注、酒果於卓子上〕、立銘旌〔以絳帛為銘旌。……広終幅。書曰、「某官某公之柩」。……以竹為杠如其長〕。不作仏事。執友親厚之人、至是入哭可也。（以上、第1日）</p> <p>小斂 袒 括髮 免 厥明、執事者陳小斂衣衾、設奠、具括髮麻、免布、鬢麻、設小斂床、布絞、衾衣、乃遷襲奠、遂小斂〔先去枕而舒絹暈衣、以藉其首。仍卷兩端、以補兩肩空處。又卷衣、夾其兩脛、取其正方。然後以余衣掩尸、左衽不紐。裹之以衾、而未結以絞、未掩其面。蓋孝子猶俟其復生、欲時見其面故也。斂畢、則覆以衾〕。主人主婦、憑尸哭擗。袒括髮免鬢于別室。還、遷尸牀于堂中。乃奠。主人以下哭尽哀、乃代哭不絶声。（以上、第2日）</p>	<p>太公、<u>五月廿二日</u>卯刻ヲ以テ薨シ玉ヒ、同日未刻、奉尸于外寢浴室、沐浴、<u>以巾拭晞之</u>、<u>結髮</u>、<u>剪爪囊之</u>。</p> <p>執事〔淡川友古、塩見玄三ら4名〕 奉尸于新席上、襲。 膚着白絹裕〔白羽二重〕、表着白暑衣、練帶、練掩〔長三尺三寸五分、折其末〕、充耳〔綿二顆〕、幘目巾、<u>握手巾</u>〔皆白羽二重〕、足袋。</p> <p>小斂 新置上鋪衾〔白羽二重複有綿〕、鋪横直絞〔白羽二重複無綿〕、鋪衾、鋪衣〔平常服、顛倒方正〕、奉尸于衣上裹之、補之、夾脛、以衾裹之、又以衾覆。 次室設盤盛水、<u>施簣</u>、鋪席、乃奉尸遷于盤（席？）上、南首、覆衾。 尸前設架、覆錦被、架前置椅、鋪坐褥〔白羽二重複〕、安重主、椅前設卓、鋪錦被、上置香炉・香合・香箸・灯台、張幕。 祝〔池田三郎左衛門〕、奠酒果、焚香、以巾罩酒果。 襲奠〔丹州君蒞〕執事〔泉八右衛門、津田重二郎、山内権左衛門〕</p>	<p>* 哭、擗なし * 復なし * 治棺については大斂の項に見える</p> <p>* 足袋、『池田家履歴略記』は襪</p> <p>* 飯含なし</p> <p>* 小斂の項に靈座の記述あり * 銘旌は大斂の項にあり</p> <p>* 小斂、『家礼』は死の翌日（第2日）</p> <p>* 靈座に相当 * 重主、『池田家履歴略記』は重。『家礼』の魂帛の代わりに重を用いる</p> <p>* 丹州君は綱政の弟で庶子の政倫</p>

<p>大歛 厥明、執事者陳大歛衣衾〔以卓子陳于堂東壁下。衣無常數、衾用有綿者〕、設奠具。舉棺入、置于堂中少西〔侍者先置衾于棺中、垂其裔於四外〕、乃大歛〔掩首、結絞、共舉尸納于棺中。實生時所落髮齒及所剪爪于棺角、又揣其空缺處、卷衣塞之、務令充實、不可搖動。収衾……乃召匠加蓋下釘〕。設靈床于柩東。乃設奠。主人以下各婦喪次。止代哭者。 (以上、第3日)</p> <p>成服 厥明、五服之人、各服其服、入就位、然後朝哭相弔如儀。 ○其服之制、一曰斬衰三年〔斬、不緝也。衣裳皆用極麤生布〕。 (略) 成服之日、主人及兄弟始食粥。 (以上、第4日)</p> <p>朝夕哭奠 上食 朝奠〔執事者設蔬果脯醢、祝盥手焚香斟酒。主人以下再拜、哭尽哀〕、食時上食、夕奠。哭無時。朔日、則於朝奠設饌。有新物則薦之。</p> <p>弔 奠 賻 凡弔、皆素服。奠用香、茶、燭、酒、果、賻用錢帛。具刺通名、入哭、奠訖、乃弔而退。</p> <p>聞喪 奔喪 (略)</p> <p>治葬 三月而葬。前期擇地之可葬者。擇日、開塋域、祠后土〔告者与執事者、皆盥帨。執事者一人取酒注、西向跪、一人取盞、東向跪。告者斟酒、反注、取盞、酌于神位前、俛伏興、少退立。祝執版、立於告者之左、東向跪、誦之曰、「維某年歲月朔日子、某官姓名、敢告于后土氏之神。今為某官姓名、營建宅兆、神其保佑、俾無後艱。謹以清酌</p>	<p><u>二十三日</u> 午時大歛 新置上鋪衾〔白羽二重複布綿〕、鋪橫直絞〔白羽二重〕、鋪衾〔白羽二重單〕、結小斂橫直絞。奉尸于衾上裹之、結大斂橫直絞。 櫬棺〔厚一寸許、内外皆漆〕底鋪糯米灰〔厚三寸〕、鋪紙、加七星板。鋪衾〔白羽二重有綿〕垂裔于棺四外、乃奉尸于棺中、収衾之四裔、納生時髮及所剪爪、充實以綿、加蓋、施衽〔蓋会及衽穴、皆以漆固之〕。 …… 穿燕寢之牀、實小石、橫木乃奉柩置木上、南首、柩四外立柱、張帷垂之、帷外南安靈座、設奠卓・香案。柩東設銘旌附靈前、張幕。 銘旌〔和尺五尺三寸六分、赤帛〕以竹為杠、書云、「從四位下左近衛權少將源朝臣之柩」〔小原善助、以粉書之〕</p> <p>喪服、自撰主至近臣、皆生布衣、黻布、肩衣袴、衆臣生布衣、肩衣袴。</p> <p>自是至啓殯、每日朝夕奠、以巾罩。朝奠將至、徹夕奠、夕奠將至、徹朝奠。 進饌獻酒〔丹州君〕、獻茶果〔池田三郎左衛門〕、焚香、再拜〔丹州君〕</p> <p><u>六月二日</u> 開塋域、祠后土 就位再拜〔津田重二郎〕、盥洗、上香、酌酒、俯伏〔津田重二郎〕、酒注〔松島兵太夫〕、盤盞〔吉田五衛門〕、誦祝〔小原善助〕、再拜〔津田重二郎〕 祝文 維天和二年、歲次壬戌、六月丁未越丁丑朔二日戊寅、從四位下行侍從兼伊予權守源綱政朝臣、使臣津田永忠敢昭告于土地之</p>	<p>* 殯を意味する。『家礼』は殯について明確な説明なし</p> <p>* 服喪期間について言及なし</p> <p>* 塋域は和意谷墓所</p>
---	--	---

<p>脯醢、祇薦于神。尚饗」。訖、復位。告者再拜、祝及執事者皆再拜、徹、出。遂穿墻、作灰隔。刻誌石、造明器、下帳、苞、笱、罍、大罍、罍。作主。</p> <p>遷柩 朝祖 奠賻 陳器 祖奠 發引前一日、因朝奠以遷柩告。奉柩朝于祖。遂遷于序事、乃代哭。親賓致奠賻。陳器。日晡時、設祖奠〔饌如朝奠。祝斟酒訖、北向跪、告曰、「永遷之礼、靈辰不留、今奉柩車、式遵祖道」。俛伏興。余如朝夕奠儀〕。</p> <p>遣奠 厥明、遷柩就輿〔執事者徹祖奠。祝北向、跪、告曰、「今遷柩就輿。敢告」〕。乃設遣奠〔饌如朝奠〕。祝奉魂帛升車〔別以箱盛主、置帛後〕、焚香。</p> <p>發引 柩行〔方相等前導〕。主人以下男女哭步從。尊長次之、無服之親又次之、賓客又次之。親賓設幄於郭外道旁、駐柩而奠。途中遇哀則哭〔若墓遠、則每舍設靈座於柩前、朝夕哭奠。食時上食〕。</p> <p>及墓 下棺 祠后土 題木主 成墳 未至、執事者先設靈幄、親賓次、婦人幄。方相至、明器等至、靈車至〔祝奉魂帛就幄座。主箱亦置帛後〕。遂設奠而退。 柩至〔柩至、脫載置席上、北首。執事者取銘旌、去杠、置其上〕。主人男女各就位哭。賓客拜辭而歸。 乃窆。主人贈〔玄六、纁四、各長丈八尺。主人奉置柩旁、再拜稽顙〕。加灰隔、納外蓋、実以灰。乃実土而漸築之。 祠后土於墓左〔如前儀、祝版前同。但云「今為某官封諡、窆茲幽宅」。神其後同〕。藏明器等、下誌石、復実以土而堅築之。</p>	<p>神、今為備前主從四位下左近衛權少將源光政朝臣、營建宅兆、神其保佑、俾無後艱、謹以酒果、祇薦于神、尚饗。</p> <p>十日 朝奠後、老臣皆獻賻銀于靈前、再拜。番頭・物頭・寄合組、但拜而已。 午時、奉重主、朝于祖廟〔丹州君從〕。祝〔池田三郎左衛門〕告辭曰、「請朝祖、敢告」、俯伏、奉重主詣廟。…… 未時、設祖奠。進饌、焚香、斟酒〔丹州君〕、獻茶、獻果〔祝〕。祝、告辭曰、「永遷之礼、靈辰不留、今奉柩車、式遵祖道」、俯伏、再拜〔丹州君〕</p> <p>十二日 發引 晨設奠〔作十一日雨、不發引〕 進饌、焚香、斟酒〔丹州君〕、獻茶、獻果〔祝〕。祝、告辭曰、「今遷柩就輿、敢告」、俯伏、再拜〔丹州君〕。 辰時、奉重主升車、別以箱盛主、置重主後。 柩行 西城ヨリ和意谷へ向ヒ玉フ鹵簿如左〔皆服生布〕 (略) 初夜、至和意谷、入仮舎、奉柩上南首、設靈座、安重主、夕奠。</p> <p>十三日 朝奠……夕奠畢、未時柩就輿、發引、祝奉重主升車、別以箱主置重主之後、柩行。</p> <p>靈車至 祝〔池田三郎左衛門〕奉重主就幄座、主箱亦置重主後。設奠。 柩至 脱載置墻前席上、北首。取銘旌去杠、置于柩上、設卓〔宮部清四郎〕、設奠〔池田大学〕 窆 下棺、鋪銘旌。 主人贈 奉玄纁、就位再拜〔撰主〕 加灰隔内、外蓋、実以灰、実土。 祠后土 就位再拜〔伊木勘解由〕……讀祝〔小原善助〕</p>	<p>* 告辞は『文公家礼儀節』卷5「奉柩朝於祖」の儀節に「祝跪、告辞曰、請朝祖」とあるのによる</p> <p>* 方相なし</p>
---	---	--

<p>題主〔祝盥手出主、臥置卓上、使善書者盥手西向立、先題陷中。父則曰、「宋故某官某公諱某字某第幾神主」、粉面曰、「皇考某官封諡府君神主」、下其左旁曰、「孝子某奉祀」。……題畢、祝奉置靈座、而藏魂帛於箱中以置其後、炷香斟酒、執板出於主人之右、跪誦之。日子同前、但云、「孤子某、敢昭告于皇考某官封諡府君。形歸窀穸、神返室堂、神主既成。伏惟尊靈舍舊從新、是憑是依」。畢、懷之、興復位。主人再拜、哭尽哀。祝奉神主升車。執事者徹靈座、遂行。</p> <p>墳高四尺。立小石碑於其前、亦高四尺。趺高尺許。</p> <p>反哭 主人以下、奉靈車、在塗徐行哭。至家、哭。祝奉神主入、置于靈座。主人以下、哭于序事、遂詣靈座前、哭。有弔者、拜之如初。</p> <p>虞祭 主人以下、皆沐浴。執事者、陳器具饌。祝出神主于坐、主人以下皆入哭。降神。祝進饌。初獻〔祝執版、出於主人之右、西向跪誦之。前同、但云「日月不居、奄及初虞。夙興夜處、哀慕不寧。謹以潔牲柔毛、粢盛醴齊、哀薦謎事。尚饗」、重獻、終獻。侑食。主人以下皆出、祝闔門。祝啓門、主人以下入哭、辭神〔祝進、當門北向噫歆、告啓門三、乃啓門。主人以下入就位、執事者点茶。……歛主匣之、置故處。主人以下、哭再拜、尽哀止〕。祝埋魂帛。</p> <p>罷朝夕奠。遇柔日、再虞。遇剛日、三虞。</p>	<p>維天和二年、歲次壬戌、六月丁未越丁丑朔十三日己丑、從四位下行侍從兼伊予權守源綱政朝臣、使臣伊木忠虎敢昭告于土地之神、今為顯考從四位下左近衛權少將府君、窆茲幽宅、神其保佑、俾無後艱、謹以酒果、祇薦于神、尚饗。</p> <p>再拜〔伊木勘解由〕</p> <p>題主〔泉八右衛門〕。 祝、出木主、置卓之上〔池田三郎左衛門〕 題主畢、祝奉主置靈座、収重主。祝焚香、斟酒〔加藤小十郎、今田茂太夫〕。 誦祝〔懷之不禁〕</p> <p>維天和二年、歲次壬戌、六月丁未越丁丑朔十三日己丑、哀子綱政、使介子政倫昭告于顯考備前主從四位下左近衛權少將府君、形歸窀穸、神返室堂、神主既成、伏惟尊靈舍舊從新、是憑是依。</p> <p>撰主以下再拜。 祝奉神主升車。 執事者徹靈座〔山内与三郎、茨木左太夫〕 監視実土〔津田重二郎〕</p> <p>同夜戌時 初虞 於仮舎行之。 撰主以下、皆沐浴喪服如前。 祝〔池田三郎左衛門〕、具饌〔田中真吾、岡田五兵衛〕、序位…… 啓櫛出主、祝、降神、焚香、再拜……進饌……初獻……詣誦祝位、誦祝……洗盞……重獻……洗盞……終獻……侑食……闔門〔祝〕、啓門、復位。獻茶……点茶……獻果。辭神、再拜。焚祝文〔祝〕、納主閉櫛〔祝〕。礼畢。</p> <p>祝文 維天和二年、歲次壬戌、六月丁未越丁丑朔十三日己丑、哀子綱政、使介子政倫昭告于顯考備前主從四位下左近衛權少將府君之靈曰、日月不居、奄及初虞、夙興夜處、哀慕不寧、謹以潔牲體齊、粢盛庶品、哀薦謎事。尚饗。</p> <p>埋重主</p>	<p>* 反哭なし</p>
--	--	---------------

<p>卒哭 三虞後遇剛日、卒哭。前期一日、陳器具饌。厥明、夙興、設蔬果酒饌。質明、祝出主。主人以哭、降神。主人主婦進饌。初獻、亜献、終献、侑食、闔門、啓門、辭神。自是朝夕之間、哀至不哭。主人兄弟、蔬食水飲、不食菜菓、寢席枕木。</p> <p>祔 卒哭明日而祔。卒哭之祭既徹、即陳器具饌。厥明、夙興、設蔬果酒饌。質明、主人以下哭於靈前。詣祠堂、奉神主出置于座、還奉新主入祠堂、置于座、叙立。降神、參神、祝進饌。初獻、亜献、終献。侑食、闔門、啓門、辭神。祝奉主、各還故處。</p> <p>小祥 (略)</p> <p>大祥</p>	<p>十四日 卯時、靈車從和意谷岡山エ帰サセ玉フ</p> <p>かくて葬儀事終り神主西の丸に帰らせ給ひ、あくる三年五月曹源公（池田綱政のこと）帰国し給ふ……同廿一日、御神主遷廟、有其式、左に記。 (略) 廿二日、行小祥祭於西丸。</p>	<p>* 卒哭なし</p> <p>* 以下の遷廟および小祥の記述、「送葬記」になし。『池田家履歴略記』下巻488頁による</p> <p>* 大祥なし</p>
--	--	--

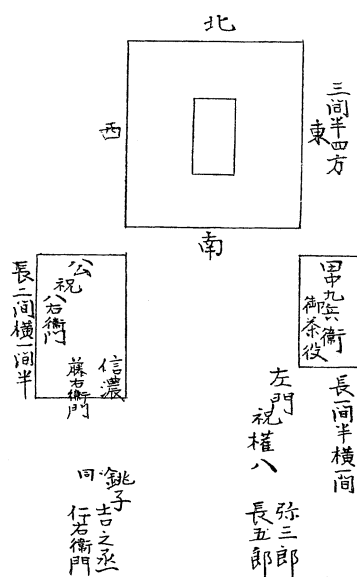


図1 池田輝政改葬時墓祭図（『池田光政公伝』上巻、716頁）



図2 池田輝政の墓 手前の「贈従二位」の石碑は明治年間に建てられたもの



図3 池田輝政墓碑



図4 池田光政夫妻の墓 向かって左が光政の墓、右が夫人勝姫の墓



図5 池田光政墓碑 手前の「贈正三位」の石碑は明治年間に建てられたもの

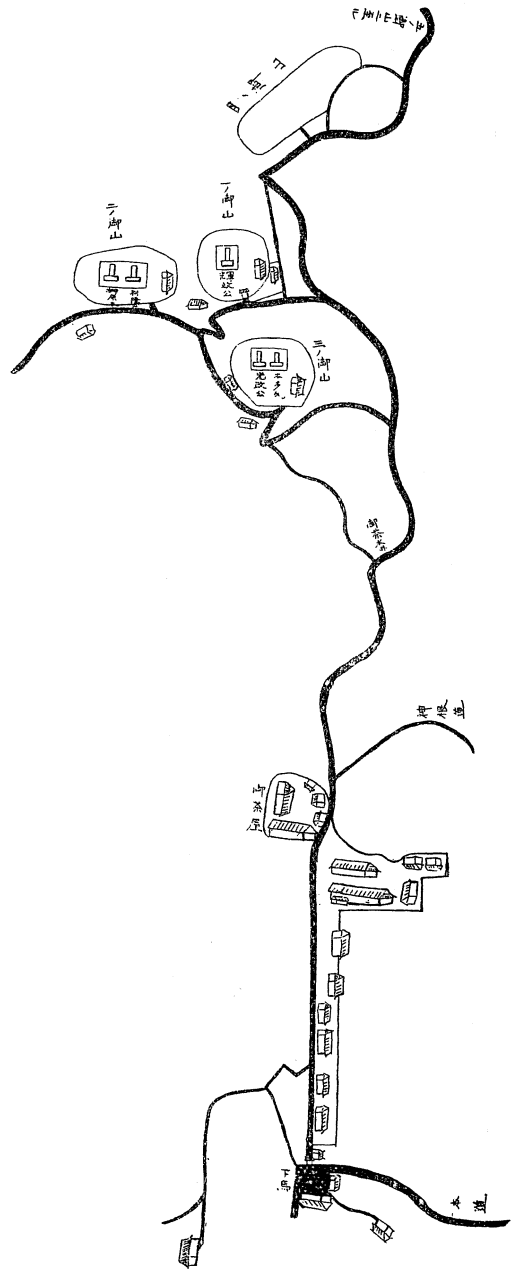


図6 和意谷墓所平面図 (『池田光政公伝』上巻、719頁)



図7 輝政墓表



図8 光政墓表（左隅）

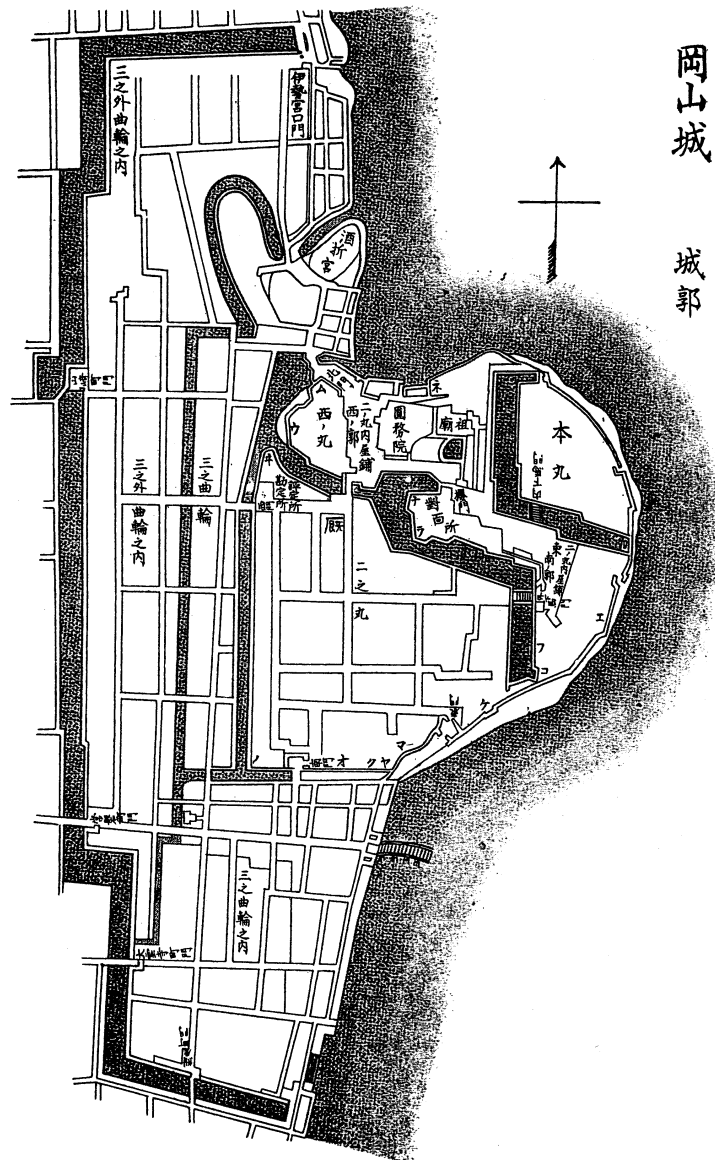


図9 岡山城郭図 本丸のすぐ西に「祖廟」がある（岡山市史編集委員会『岡山市史』政治編、131頁）

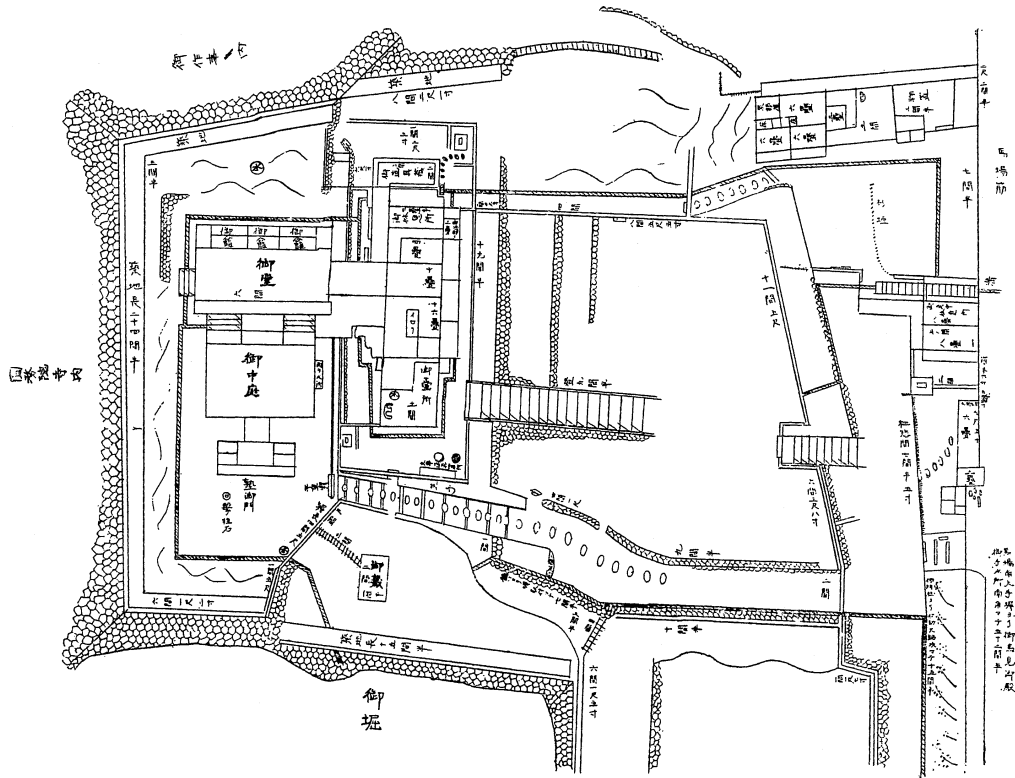


図10 池田家家廟図（『池田光政公伝』上巻、697頁、御廟絵図）

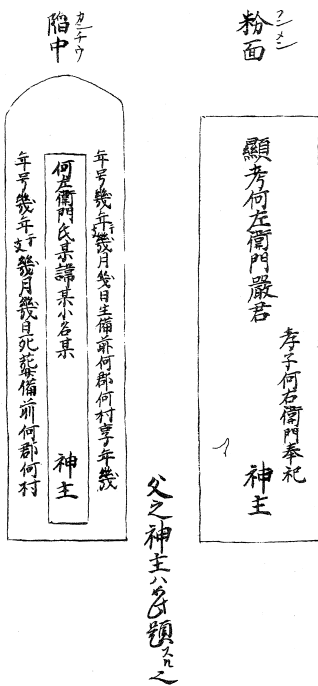


図11-1 「葬祭の儀」神主図 下に「父之神主ハ如此題スル也」とある（『備陽国史類編』、寛文九年「国学記」）

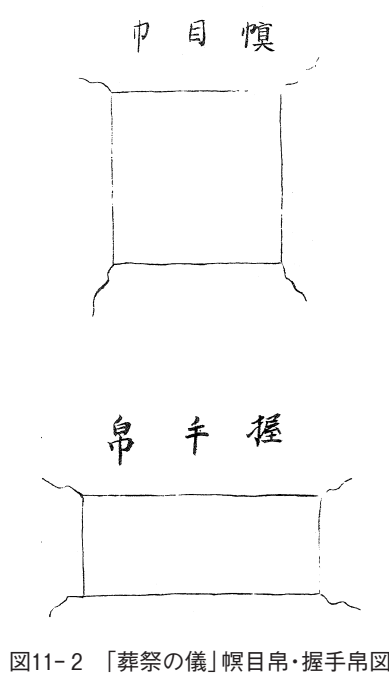


図11-2 「葬祭の儀」幟目帛・握手帛図

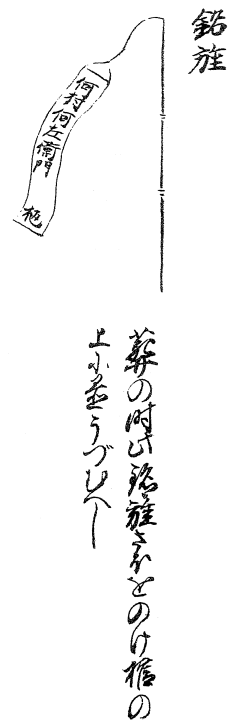


図11-3 「葬祭の儀」銘旌図 下に「葬の時、此銘旌さほをのけ棺の上に置、うづむへし」とある